

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シテューワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈  
(法釈〔2021〕4号として2021年3月3日発布、同日施行)

知的財産権懲罰的賠償制度を正しく実施し、重大な知的財産権侵害行為を法により処罰し、知的財産権の保護を全面的に強化するために、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国不正競争防止法」、「中華人民共和国種子法」、「中華人民共和国民事訴訟法」等の関係法律の規定に基づき、裁判実務を併せ考慮して、本解釈を制定する。

第1条 原告が、その法により享有する知的財産権を被告が故意に侵害し、かつ、情状が重大であると主張した場合において、懲罰的賠償責任の負担を被告に命ずる判決を下すよう請求したときは、人民法院は、法により審査処理しなければならない。

本解釈にいう「故意」には、商標法第63条第1項及び不正競争防止法第17条第3項に定める悪意が含まれる。

第2条 原告は、懲罰的賠償を請求する場合には、提訴の際に賠償額、計算方式並びに根拠とする事実及び理由を明確にしなければならない。

原告が一審の法廷弁論の終結前に懲罰的賠償の請求を追加した場合には、人民法院は、許可しなければならない。二審において懲罰的賠償の請求を追加した場合には、人民法院は、当事者の自由意思の原則に基づいて調停を行うことができ、調停が調わない場合には、別途提訴するよう当事者に告知する。

第3条 知的財産権侵害の故意の認定について、人民法院は、知的財産権の侵害を受けた客体の類型、権利状態及び関連製品の知名度、被告と原告又は利害関係者との間の関係等の要素を総合的に考慮しなければならない。

次の各号に掲げる事由に対し、人民法院は、被告が知的財産権侵害の故意を有すると仮認定することができる。

- (一) 被告が原告又は利害関係者による通知又は警告を経た後もなお権利侵害行為の実施を継続するとき。
- (二) 被告又はその法定代表者若しくは管理者が原告又は利害関係者の法定代表者、管理者又は実質支配者であるとき。
- (三) 被告と原告又は利害関係者との間に労働、労務、提携、許諾、仕入販売、代理、代表等の関係が存在し、かつ、侵害を受けた知的財産権に接触したことがあるとき。
- (四) 被告と原告又は利害関係者との間に業務取引があり、又は契約の達成等のために協議を行ったことがあるとき、かつ、侵害を受けた知的財産権に接触したことがあるとき。
- (五) 被告が著作権侵害又は登録商標冒用行為を実施したとき。
- (六) その他故意と認定することができる事由

第4条 知的財産権侵害の情状重大の認定について、人民法院は、権利侵害の手段及び回数、権利侵害行為の継続期間、地域範囲、規模及び結果、訴訟中の権利侵害者の行為等の要素を総合的に考慮しなければならない。

次の各号に掲げる事由が被告にある場合には、人民法院は、情状が重大であると認定することができる。

- (一) 権利侵害のために行政処罰を受け、又は責任を負うよう法院が裁定・判決を下した後に、同一又は類似の権利侵害行為を再度実施したとき。
- (二) 知的財産権侵害を業とするとき。
- (三) 権利侵害の証拠を偽造、破壊又は隠匿したとき。
- (四) 保全裁定の履行を拒絶するとき。
- (五) 権利侵害による獲得利益又は権利者の損害が莫大であるとき。
- (六) 権利侵害行為が国家の安全、公共の利益又は人身の健康に危害をもたらすおそれがあるとき。
- (七) その他情状が重大であると認定することができる事由

第5条 人民法院は、懲罰的賠償額を確定する場合には、関連する法律にそれぞれ従い、原告の実損額又は被告の違法所得額若しくは権利侵害によって獲得した利益を計算基数としなければならない。当該基数には、原告が権利侵害を制止するために支払った合理的な支出は含まれない。但し、法律に別段の定めがある場合には、その規定による。

前項にいう「実損額」、「違法所得額」及び「権利侵害によって獲得した利益」の計算がいずれも困難である場合には、人民法院は、法により当該権利の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定し、かつ、これを懲罰的賠償額の計算基数とする。

自身が掌握する、権利侵害行為と関連する帳簿及び資料の提供を人民法院が法により被告に命じた場合において、被告が正当な理由なく提供を拒絶し、又は虚偽の帳簿及び資料を提供したときは、人民法院は、原告の主張及び証拠を参考として懲罰的賠償額の計算基数を確定することができる。民事訴訟法第111条に定める事由を構成する場合には、法により法的責任を追及する。

第6条 人民法院は、法により懲罰的賠償の倍数を確定する場合には、被告の主観的故意・過失の程度、権利侵害行為の情状の重大度合い等の要素を総合的に考慮しなければならない。

同一の権利侵害行為のために既に行政過料又は刑事罰金を科され、かつ、執行完了している場合において、被告が懲罰的賠償責任の減免を主張したときは、人民法院は、これを支持しない。但し、前項にいう「倍数」を確定する際に、総合的に考慮することができる。

第7条 本解釈は、2021年3月3日から施行する。最高人民法院が過去に発布した関連司法解釈と本解釈とが一致しない場合には、本解釈を基準とする。

(法令原文名称：关于审理侵害知识产权民事案件适用惩罚性赔偿的解释)